

四街道市市民参加条例の解釈及び運用 (七訂版)

四街道市

目次

四街道市市民参加条例の解釈及び運用

前文	1
第1章 総則	
第1条	3
第2条	4
第3条	6
第4条	7
第5条	8
第2章 市民参加手続	
第6条	10
第7条	16
第8条	19
第9条	22
第10条	26
第11条	29
第12条	31
第3章 市民提案手続	
第13条	33
第4章 市民参加の推進	
第14条	36
第15条	40
第5章 雑則	
第16条	41
第17条	43
附則	44

(前文)

四街道市は、自然との共生を図りながら発展してきた首都圏の住宅都市であり、市民の定住意識が高く、地域の人材に恵まれた、人と人がつながり合える緑豊かなまちです。

市は、このような四街道らしさに自信と喜びを持ち、その良さを生かしながら、子どもも大人も、障害のある人も外国籍の人もすべての人々が大切にされる暮らしやすいまちづくりを目指します。

より良いまちづくりの原点は、市民が主体的に市政に参加し、市民の持つ豊かな知識や経験と、なによりも生活実感に基づく考えや思いを市政に反映させながら、市民と市の機関が共に創り出していく関係を築くことにあります。

市では、これまでに様々な市民参加が行われてきましたが、市民参加をより確実なものとするためには、市民が地方自治の主役であることを市民と市の機関が共により一層認識を高めることが大切であるとともに、市民が市政の情報をいつでも知り得ることで、情報を共有しながら市政に参加できる確かな仕組みを定めることが必要です。

市は、暮らしやすいまちづくりを実現するための第一歩として、市政への参加を権利として保障する「四街道市市民参加条例」をここに制定します。

趣旨及び解釈

◆この前文は、本条例を制定するに当たっての背景や市民参加の基本的な考え方を述べ、本条例を制定する必要性を宣言したものです。

一般的に前文は、法令等の制定の背景や基本的な考え方を明らかにするために設けるもので、具体的な法規を定めたものではなく、前文の内容から直接法的効果が生ずるものではありませんが、各条項とともに法令等の一部を構成するものであり、各条項の解釈に当たり尊重すべき精神を示すものです。

この前文は、市民が行政活動に参加するための基本的な事項を定めた本条例の制定の趣旨を広く市民に周知し、市民の市政に対する関心を高めるとともに、市政への参加意識を啓発し、及び醸成し、市民参加を推進していくことにより、本市がより暮らしやすいまちになるよう願いを込めて設けたものです。

1 第一段落は、本市の特徴について述べたものです。

四街道市は、千葉県の北西部に位置し、県都千葉市へ8キロ、都心へ40キロの圏内にあり、首都圏のベッドタウンとしてこれまで発展してきました。

一方で、自然環境にも恵まれ、下総台地とそれをきざむ侵食谷からなる谷津田や豊かな緑も残されており、適宜実施される市民意識調査においても、住み続けたい理由として、「自然環境に恵まれている」という項目が、市民の高い支持を得ています。

また、急激な人口増加が見られた昭和40年代から本市に住み続けている市民も多く、市民意識調査の結果からも7割程度が、「ずっと住み続けたい、当分は住んでいたい」と回答しており、市民の定住意識が高いことが見受けられます。

このように、地域に愛着を持ち、住み続けている市民が多いことは、市内で繰り広げ

られている活発な市民活動からも見受けられ、市民活動を展開している市民のなかには、地域資源となり得る様々な経験や技術を持った人も多く、そのような市民がつながり合うことで、新たなまちづくりへの取り組みも実践されてきています。

第一段落は、このような本市の特徴を良好な状態で維持しつつ、市政への市民参加を推進することでさらに発展させることができるよう、本市の現在の都市像を掲げています。

- 2 第二段落は、第一段落における本市の特徴を受けて、その特徴を生かしながら、本市に住むすべての市民が暮らしやすいまちづくりを目指すことを宣言したものです。

四街道市が暮らしやすいまちになることは、市民の共通の願いであり、市の機関は、年齢、国籍、障害のあるなしなど、市民それぞれの置かれている立場や環境に配慮したまちづくりを行うことを常に目標として取り組んでいきます。

- 3 第三段落は、まちづくりにおける市民と市の機関の関係を定めたものです。

より良いまちづくりを実現するうえで大切なことは、市民が自らの意思で市政に積極的に関わることであり、市民一人一人が、これまでに蓄えてきた知識や経験、また、生活実感に基づく考えや思いを市政に反映させることが重要になってきます。

また、昨今の地方自治は、市民ニーズが多様化、複雑化するなか、費用対効果を勘案しつつ、事務事業の優先順位を明確に位置づける必要がありますが、その実践に当たっては、生活者である市民の視点を大切にし、市民と市の機関の双方が合意を図ったうえで、市民が真に必要とする行政サービスの企画立案、実施等を一緒に力を合わせて行うことが重要になります。

- 4 第四段落は、今後の市民参加のあり方について述べたものです。

市では、平成13年度に策定した「四街道市市民参加導入指針」に基づき、これまでも様々な行政活動に市民参加を行ってきたところです。しかしながら、庁内各課においても、市民参加の経験不足などの理由から、必ずしも指針に沿った均一的な市民参加が行われてきたわけではありません。

この段落では、市民参加を確実に進めていくためには、市民が地方自治の主役であることを市民と市の機関双方がより一層認識を高めるとともに、市の機関が保有する情報を市民と市の機関が共有しながら、市民が市政に参加できる仕組みをつくる必要があることを述べています。

現行の地方自治制度では、主権者である市民が自らの意思で市長や議会の議員を選出し、選出された者が市民の代表者として市政を行っています。本条例では、市の機関が行う行政活動への市民の参加の権利を保障していますが、その意思決定は市の機関又は市の議会が行うものであり、これらの権能を侵すものではありません。しかしながら、市の機関が意思決定を行うに当たっては、市民参加により把握した市民意見を十分に尊重し、その意思決定過程の透明性を確保することで、市民との信頼関係を十分に構築することが重要です。

- 5 第五段落は、本条例を制定することの決意表明を掲げたものです。

本条例が、市民の市政への参加を権利として保障することを掲げるとともに、冒頭で述べた暮らしやすいまちづくりを実現するための第一歩として、本条例を制定することを宣言したものです。

第1章 総則

第1条（目的）

第1条 この条例は、市民と市の機関とが情報を共有するとともに、行政活動に市民が参加するための基本的な事項を定めることにより、市民が、公共性及び公益性を踏まえた上で、行政活動に参加する権利を保障し、もって市民自治による暮らしやすいまちづくりを推進することを目的とする。

趣旨及び解釈

◆本条は、本条例の目的を定めたものです。

- 1 「市民と市の機関とが情報を共有する」とは、市民が行政活動に参加するためには、その前提として、市の機関が保有する行政活動に関する情報を十分に把握することが必要であることを述べています。情報の共有化を進めるに当たっては、市の機関がこれまでも増して、保有する行政活動の情報を積極的に提供する必要があります。
- 2 「行政活動に市民が参加するための基本的な事項を定める」とは、本条例に規定する事項の内容を要約したもので、本条例では、市民が行政活動に参加するための基本的な事項を定めています。
- 3 「市民が、公共性及び公益性を踏まえた上で、行政活動に参加する権利を保障し」とは、本条例が市民の行政活動への参加の権利を保障する前提として、市民一人一人が公共性、公益性を踏まえたうえで市民参加を行う必要があることを述べています。
個人から出される苦情や要望等の中にも、その苦情や要望等に取り組むことで、その他大勢の市民の暮らしの向上に役立つものも確かにあります。しかし、市が提供するサービスは、公共の福祉の増進に適合することが求められており、そのサービスを決定する過程に参加する市民等にあっても、個人の利益に留まらない公共の視点を持つことが、より多くの市民の暮らしの向上につながると考えられます。
- 4 「市民自治による暮らしやすいまちづくりを推進する」とは、本条例を制定することで達成すべき直接の目的です。

第2条（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者をいう。
- (2) 市民等 市民のほか、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者並びに行政活動に利害関係を有するものをいう。
- (3) 市の機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 行政活動 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第2条第2項に規定するところにより事務を処理するために市の機関が行う活動をいう。
- (5) 市民参加 市民が、行政活動の企画立案から決定の過程、実施及び評価の各段階において、主体的に参加する公益的な活動をいう。
- (6) 市民参加手続 市の機関が、行政活動に市民等の意見を反映させるために、行政活動の企画立案から決定の過程、実施及び評価の各段階において、市民等に意見を求める手続をいう。
- (7) 市民提案手続 市民等が、その知識や経験を生かし、市をより良くするために、行政活動の企画立案から決定の過程、実施及び評価の各段階において、市の機関に政策等の提案（以下「市民提案」という。）を行う手続をいう。

趣旨及び解釈

◆本条は、本条例で使用している言葉の意味を定めたものです。

1 第1号関係

(1)「市民」とは、地方自治法第10条第1項に規定されている「住民」であり、「四街道市の区域内に住所を有する者」をいいます。この「四街道市の区域内に住所を有する者」とは、自然人にあっては、本市の住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録原票に登録されている者に限らず、市内に生活の本拠を有するものをいい、国籍、年齢、行為能力も問われません。また、法人にあっては、市内に主たる事務所を有する法人をいいます。

2 第2号関係

- (1)本条例では、暮らしやすいまちづくりを実現するためには、本市に住所を有する者に限らず、広く、本市に関わり合いを持つ人々の意見を行政活動に取り入れることが効果的であるとの考え方に立ち、市民参加手続や市民提案手続に参加できる者を「市民等」としています。
- (2)「行政活動に利害関係を有するもの」とは、市内に土地等の固定資産を所有しているもの、市の施設等を利用している者、市が他市との境界近隣に市の施設を建設する場合の境界近隣に居住する他市の住民等をいいます。

3 第3号関係

(1)本条例の規定を遵守すべき「市の機関」の範囲を明確に定めたものです。

4 第4号関係

(1)「行政活動」とは、地方自治法第2条第2項に規定されている「地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理すること」をいい、市がその本来の役割を達成するために行うすべての活動を指しています。

5 第5号関係

(1)「市民参加」には、狭義と広義の意がありますが、本条例では、本条例の内容を踏まえ、「市民参加」を狭義の意である「行政活動への市民参加」に留めています。

なお、広義の意としては、「市民が地域的公共的課題の解決に向けて、行政や社会等に対して何らかの影響を与えようとする行為」(出典:新説市民参加その理論と実際)であり、具体的には、行政活動への参加に留まらず、自治会、NPO、議会等に参加し、公益的な活動を実践することをいいます。

6 第6号関係

(1)「市民参加手続」は、市の機関から市民等へ働きかける手続です。行政活動のマネジメント・サイクル(P L A N、D O、C H E C K、A C T I O N)におけるすべての段階の活動が市民参加手続の対象となります。

7 第7号関係

(1)「市民提案手続」は、市民等から市の機関へ働きかける手続です。行政活動のマネジメント・サイクル(P L A N、D O、C H E C K、A C T I O N)におけるすべての段階の活動が市民提案手続で提案できる対象となります。

(2)「提案」とは、苦情・要望ではなく、その政策などを行うことで期待される効果、提案の実施に要する費用の額及びその内訳が具体的に示されたものです。

第3条（基本理念）

第3条 市民参加は、市民が主体的に行政活動に参加し、多様な市民の意見をその活動に反映させることにより、一人一人の市民が大切にされる市民自治によるまちづくりの実現を図ることを基本理念として行われるものとする。

趣旨及び解釈

◆本条は、本条例の基本理念を定めたものです。

- 1 「市民が主体的に行政活動に参加し」としたのは、市民参加が、誰かに求められて行われるのではなく、市民自らの意思で行うものであるためです。
- 2 「多様な市民の意見をその活動に反映させることにより、一人一人の市民が大切にされる市民自治によるまちづくりの実現を図る」とは、前文にもあるように、本市では、子どもも大人も、障害のある人も外国籍の人もすべての人々が大切にされる暮らしやすいまちづくりを目指しており、そのようなまちづくりを実現するためには、本市に居住する一人一人の市民の多様な価値観やニーズ等を十分に踏まえたうえで、行政活動を展開する必要があることを明らかにしたものです。

第4条（市民の役割）

第4条 市民は、地域社会の一員として自らの発言と行動に責任を持ち、市民相互の自由な発言を尊重することで、民主的な市民参加を行うものとする。

趣旨及び解釈

◆本条は、市民参加における市民の基本的な役割について定めたものです。

- 1 「地域社会の一員として自らの発言と行動に責任を持ち」とは、市民参加をするに当たって、市民は、自らの利益の追求に留まらず、地域社会全体の利益を考えた発言と行動を、責任を持って行うことを市民の役割として定めたものです。
- 2 「地域社会」とは、「ある一定の地域に、共通した社会的特徴をもって成立している生活共同体」（出典：大辞泉）をいうとありますが、地域社会という言葉はどう捉えるかは、人それぞれに考え方が異なります。ご近所とのお付き合いをまず大切にしたいと考える人は、地域社会を狭い地域と考えるかもしれません。一方で、市内全域にわたって何らかの活動をしている人は、地域社会を市内全域の広い地域と考えるかもしれません。

市が行う行政活動についても、自治会や小学校区などの限られた地域での関係性が深いもの、市内全域に関係性のあるものなど、その内容はそれぞれの行政活動の性質等によって異なるものです。そのような多岐にわたる行政活動に参加するに当たって、市民は、その行政活動が与える影響等に十分配慮して、地域社会の範囲を適宜適切に判断することで、地域社会の一員として自らの発言と行動に責任を持つことが求められます。

- 3 「市民相互の自由な発言を尊重することで、民主的な市民参加を行う」とは、市民参加を行う市民が、他の市民の多様な考え方を尊重することで、民主的な市民参加を行うことを市民の役割として定めたものです。

なお、市民参加の現場では、声の大きな市民の意見が内容の優劣に関わりなく優先される場合もありますが、多くの人の前で発言することになれていない人など、声なき市民を大切するための環境づくりについて、市民、市の機関の双方が配慮する必要があります。

<運用>

(1)本条の趣旨を踏まえ、市民が意見を述べ、提案する際には、住所、氏名等を明らかにすることとし、自らの行為に対して責任を持つものとします。

第5条（市の機関の役割）

第5条 市の機関は、市民が行政活動について自ら考え、参加することができるよう、市民が必要とする情報を積極的に提供するものとする。

2 市の機関は、市民に行政活動を分かりやすく説明するとともに、市民からの質問等に対して誠意をもって応答するものとする。

3 市の機関は、市民参加を推進するための十分な体制の整備を図るものとする。

趣旨及び解釈

◆本条は、市民参加における市の機関の基本的な役割について定めたものです。

1 第1項関係

(1)市民が日頃から市政に関心を持ち、市政をより良くするうえで、自ら考え、行政活動への市民参加を行うに当たっては、市の機関が保有する様々な情報を分かりやすく積極的に提供する必要があります。

(2)ここでいう情報とは、一定の手続を経て公開される情報（情報公開条例に基づき公開される情報）を指すものではなく、市民が行政活動について自ら考え、参加できるように、市の機関が当然に公表すべきとされる情報をいいます。

(3)円滑な情報提供は、市民の人権や権利を充実させますが、反対に、市民が本来必要とする情報を必要な時期に適切な方法で提供しない場合、市民に不利益が生じる可能性もあるため、情報の提供に関しては十分な配慮が必要となります。

(4)市民参加をせっかく行っても市民の満足度が低い場合があります。その理由の1つとしては、市の機関の意思形成過程でどのような議論がなされたかが、市民に明らかにされずに、市民参加を経て策定された計画等の案が大幅に修正される等の事例が挙げられます。このようなことから、意思形成過程の情報であっても、真に市民の不利益になるもの以外は公表することも必要な場合があります。

2 第2項関係

(1)市の機関は、市民に対して、行政活動について説明するとともに、その意思形成過程についても説明する責任を負います。

(2)市の機関は、市民からの問いかけや必要とする求めに対して、できる限り誠意を持って応答する責任を負います。

(3)市の機関の職員は、説明等を行うに当たって、説明等を受ける市民の立場に立ち、できるだけ分かりやすい説明等を行うよう、十分な配慮が求められます。

3 第3項関係

(1)本条例の規定に基づき、市民参加手続等が適正に行われるとともに、庁内各課で統一された市民参加が推進されるよう、第15条で、「四街道市市民参加推進本部」を設置することとしています。

(2)十分な体制を整備するためには、職員個々の市民参加に対する意識向上を図ることが重要であり、市の機関は、市職員の研修等を積極的に実施する必要があります。

<運用>

1 第1項関係

(1)市民への情報提供の方法として最も主要なものは市の広報紙であり、情報の共有を進めていく上で、広報紙の効果的な活用が望まれます。市の機関は、広報紙で情報発信しようとするときは、計画等の性質等を十分に踏まえ、市民に分かりやすい記事の作成に努めます。

(2)ホームページによる情報発信は即時性に優れ、大量の情報を提供することができるため、広報紙と並ぶ情報提供の方法であることから、市民に分かりやすいホームページの作成に努めます。

※市民参加条例施行規則から抜粋

(公表の方法)

第3条 条例の規定による公表は、四街道市公告式条例（昭和30年条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示により行うほか、市の広報紙への掲載その他周知を図るため適切と認める方法により行うものとする。

第6条（市民参加手続の対象）

第6条 市民参加手続の対象となる行政活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 市の基本方針を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民等に義務を課すこと又は市民等の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (4) この条例に基づく規則（以下「規則」という。）で定める大規模な市の施設の設置に係る計画の策定又は変更
- (5) 市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の導入又は改廃
- (6) 四街道市行政手続条例（平成9年条例第1号）第2条第9号から第11号までに規定する審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃 *

* 第6号の規定は、平成23年4月1日施行

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

3 市の機関は、前項の規定により市民参加手続の対象としないことを決定したときは、これを公表するものとする。

4 市の機関は、第1項各号に掲げる行政活動以外の行政活動についても、市民参加手続の対象とすることができる。

趣旨及び解釈

◆本条は、市民参加手続の対象に関することについて定めたものです。

1 第1項関係

(1)市民参加手続の対象となる行政活動を限定列举しています。

(2)市の機関は、平成13年度に策定した「市民参加導入指針」において、市民参加を導入すべき事務事業を明確に位置付け、この指針に基づき、市民参加を行ってきました。本条例では、これらの経験を踏まえ、市民参加手続の対象とする行政活動を明らかにしました。

◇第1号関係

(1)「市の基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画の策定又は変更」とは、総合計画及び市の行政活動の個別分野における市の基本的な方針や政策等を定める計画を策定又は変更することをいいます。

(2)構想、指針、方針等の名称は問わず、下記内容と同様の趣旨により策定されるものを

含みます。

(3)市の基本構想及び基本計画（以下「総合計画」という。）は、市の行政計画の体系の頂点にあり、市の行政活動の全分野にわたる横断的・総合的な計画です。このような性格を踏まえ、市民の生活に重大な影響を及ぼし、市の将来のあり方を描く総合計画を策定するに当たっては、少なくともその目標は、市民が参加して定める必要があります。また、その他の市の基本的な事項を定める計画についても、総合計画との体系的な整合性を図る必要があります。市の行政活動を展開するに当たっては、開発と環境保全など、総合的な視点に立った場合、相反する活動が多く存在しており、これを市民の参加により策定される計画で調整することが重要になってきます。

(4)例として、総合計画、男女共同参画推進計画、コミュニティ整備計画、地域防災計画、高齢者保健福祉計画、環境基本計画、都市マスタープラン、ごみ処理基本計画（一般廃棄物処理基本計画）、生涯学習推進計画等があります。

(5)また、該当計画等に付随して策定される実務的な計画や運用マニュアル等を制定または改廃する場合は対象としません。

◇第2号関係

(1)「市の基本方針を定める条例の制定又は改廃」とは、市の行政活動の広範囲にわたり効力を有し、及び市の行政活動の個別分野における市の基本理念や基本方針を定める条例を制定、改正又は廃止することをいいます。

(2)「市の基本方針を定める条例」は、市が行政活動を行うに当たっての基本的な考えを示しているものであり、市民、市の機関が共通の目標や認識を持ち、当該条例に基づいた行政活動を展開していくためには市民の理解と協力がなければ成立しないものであることから、条例を制定又は改廃する際には、市民参加手続を行うこととしたものです。

(3)例として、市民参加条例、行政手続条例、情報公開条例のような市政全般にわたって適用される基本理念、方針を定める条例や環境基本条例のような個別行政分野における施策の基本的な方向性を定める条例があります。

◇第3号関係

(1)「市民等に義務を課すこと又は市民等の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第2項に基づく条例のうち、市民等に義務を課し、権利を制限することにより市民生活に影響が生じる条例を、制定、改正又は廃止することをいいます。

※地方自治法から抜粋

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

(2)なお、地方自治法第14条第2項の「義務を課し、又は権利を制限する」には、補助金、助成金等の給付は含まないとされています。（参照：地方六団体地方分権推進本部改正地方自治法に関する照会事項及び回答）

※改正地方自治法に関する照会事項及び回答

(問)

補助金の交付等に関する規則は地方自治法第14条第2項にいう「義務を課し、又は権利を制限する」ものとは解せないので、条例化をする必要はないと解してよいか。

また、その一連の手續である行為、たとえば補助金の交付等に係る状況報告及び調査・立入検査については、補助金の交付等が補助事業者との合意に基づくものであり、給付行政としての補助金の交付等の適正を期すためのものであるから、地方自治法第14条第2項にいう「義務を課す」には該当せず、規則事項とすることも可能と解してよいか。

(答)

補助金の交付等に関する規則は「義務を課し、又は権利を制限する」ものにはあたらないものと考えられる。

(3)「市民等に義務を課すこと又は市民等の権利を制限することを内容とする条例」は、市民等に義務を課し、権利を制限することにより、市民生活に影響が生じるものであり、市民の理解が不可欠であることから、条例を制定又は改廃する際には、市民参加手続を行うこととしたものです。なお、本規定に該当する条例を改正する場合、すべての案件において市民参加手続を実施する必要はなく、元の条例を改正する条例に、市民に義務を課し、権利を制限する内容が含まれる場合にのみ、市民参加手続の対象とすることとします。

(4)例として、公害防止条例、保育所における保育に関する条例、廃棄物の処理及び清掃に関する条例、文化財の保護に関する条例、まちをきれいにする条例、自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例、空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例等があります。

◇第4号関係

(1)大規模な市の施設の設置に当たっては、限られた財源を有効に活用し、市民のニーズに応じた利用しやすい施設とすることがより一層求められることから、大規模な市の施設の設置に係る計画等を策定又は変更する際には、市民参加を行うことを義務付けたものです。また、市民等と市の機関双方が、その施設の維持管理に係る経費や建設時に借り入れる地方債の償還に係る後年度負担を十分に勘案しながら、計画の策定又は変更をすることが重要になります。

(2)「規則で定める大規模な市の施設」とは、四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下「施行規則」といいます。）第4条に規定されている「事業費がおおむね5億円以上の市の建築物」をいいます。

※市民参加条例施行規則から抜粋

(大規模な市の施設)

第4条 条例第6条第1項第4号の規則で定める大規模な市の施設は、その設置に係る事業費がおおむね5億円以上の市の建築物とする。

(3)事業費とは、用地取得費、調査費、計画策定費、工事費等その施設の設置に係る総事業費をいいます。

(4)市の建築物とは、住民の一般的な共同の利用に供することを本来の目的とする公共用財産のうち建築物（例えば、学校、公民館等）や、市がその事務又は事業を執行するため直接使用することを本来の目的とする公用財産のうち建築物（市役所庁舎、ごみ処理施設等）をいいます。

(5)「設置に係る計画」とは、施設の新設、改修（ただし、建築物の価値を回復させる、又は価値の低下を防ぐ修繕的な要素が主な内容となるものを除く）に係る基本構想及び基本計画等をいいます。

(6)PFIを導入して建設される施設にあっては、施設の所有権が市に属するもののみを市民参加手続の対象とします。

◇第5号関係

(1)「市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」とは、第6条第1項の第1号から第4号に掲げるもの以外であって、市民に労力や負担を求めるため、市民の理解と協力がなければ成り立たないような、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある制度を導入、改正又は廃止することをいいます。

(2)「制度」とは、条例、規則等に基づいて行われる一定の仕組みをいいます。

(3)例として、情報公開制度、個人情報保護制度、ごみの分別方法、通学区域制度、**住居表示の実施等**があります。

(4)公の施設への指定管理者制度の導入は、施設の管理方法を変更するものであり、市民に労力や負担を求めるものではないため、本号でいう「制度」には当たりません。

◇第6号関係（平成23年4月1日施行）

(1)第6号の審査基準、処分基準及び行政指導指針（以下、「審査基準等」という。）は、行政手続法の規定により、地方公共団体に意見公募手続を採るよう努力義務が課されていることから、意見提出手続の対象とするものです。なお、条例、規則等の制定又は改廃において、当該審査基準等に係る部分以外については本号の対象外となります。

(2)「審査基準」とは、例えば、集会施設などの公の施設の利用申請に対して承認するかどうかを判断するための基準など、申請に対する許可を行う場合に地方公共団体があらかじめ定めなければならない基準をいいます。

(3)「処分基準」とは、例えば、営業許可の取り消しや、測量や調査のために民地に立ち入る場合など、市民に不利益な処分をする場合に地方公共団体があらかじめ定めなければならない基準をいいます。

(4)「行政指導指針」とは、例えば、一定規模以上の開発行為を行う事業者に対し、開発行為を行う前に道路の形状や排水の経路などを事前に協議するように指導する場合など、市長等が行政目的を実現するために行う指導、勧告、助言等の内容をいいます。

2 第2項関係

(1)第1項に該当する市民参加手続の対象となる行政活動であっても、市民の考えを反映させる余地がない場合や市民参加を行う必要性が乏しい場合、また、時間的な制約によって市民参加を行うことができない場合等があることから、市民参加手続を行わないこ

とができます。

(2)ただし、各号のいずれかに該当するものであっても、費用対効果等を考慮して市民参加を行うことが適当である場合には、市民参加を行うことができるものであり、市民参加を行うことを否定するものではありません。

◇第1号関係

(1)「軽易なもの」とは、政策的判断が求められず、市民参加を行うことにより、かえって行政の効率的な運営等を阻害するもので、きわめて軽微な内容であるものをいいます。例えば、第1項に該当する条例において、法令を引用している箇所がある場合に、引用している法令の改正により、引用部分の条、項、号の番号が移動した場合や表現が変わった場合に、その条例を改正する場合等があります。

◇第2号関係

(1)「緊急に行わなければならないもの」とは、災害時又は不慮の事態が生じた場合に、市の機関の意思決定に緊急性、迅速性が求められ、市民参加を行ってその意思決定をするまでの時間を費やすことができないもの又は適当でないものをいいます。例えば、ごみ処理施設の故障等による分別収集の一時的な変更、大規模災害時の住民への支援策を決定する際等が考えられます。

そのほか、法令の改正に伴う条例等の改正などの場合、法令の成立の時期によっては、施行までに市民参加手続を行う時間的な余裕がなく、条例で規定しているすべての市民参加手続を行うことができない場合なども想定されます。

◇第3号関係

(1)「法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの」とは、法令に一定の基準が定められており、その基準に基づいて行うものをいいます。例えば、税法及びこれに基づく政省令によって一定の基準が示されている場合等があります。

◆法定受託事務に関する処理基準に従って規定の制定改廃を行う場合

法定受託事務とは、法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされている事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に定める事務をいい、国は、市が法定受託事務を処理するべき際によるべき基準を定めることができるとされており（地方自治法第245条の9）、具体的には、法令の解釈、許認可の審査基準などがあります。法定受託事務に係る処理基準は、事務を処理するにあたり「よるべき基準」であり、法令ではありませんが、処理基準に基づいて事務を処理することが法律上予定されているものもあり、処理基準に従わない場合は、「法令に違反する」にあたりと解釈されることから、市はこれに従って意思決定をすることになるため、市民参加を求める余地がないものと考えられます。

◆公の施設の利用方法について、法令に特に定めがある範囲の事項を定める場合

教育施設や福祉施設などの公の施設は、法令により利用の対象者や事業内容が定められていることが通例で、それらの事項を公の施設の管理及び運営に関する条例等の中で規定する場合は、市民参加手続を求める必要はないと考えられます。ただし、法令の定めを範囲を超える事項や、施設の利用時間など、市の裁量で定めることが可能な事項については、市民参加手続の対象となります。

◇第4号関係

(1)「市の機関内部の事務処理に関するもの」とは、専ら市の機関の内部事務に関するものをいいます。市の機関が自らの責任と意思で決定すべき事項であり、例えば、職員人事や会計に関する事務処理等があります。

◇第5号関係

(1)市税の賦課徴収その他金銭の徴収については、市民参加手続の対象とすることで、市税等を徴収することの賛否を表明する意見が多数寄せられることが予想されること、また、当該事項については、市の機関や市議会において、市の財政状況等について十分に検討を行い決定することが望ましいことから、市民参加手続の対象からは除くこととします。

(2)「その他金銭」とは、分担金、使用料及び手数料等をいいます。

(3)上記の分担金とは、数人又は地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収するものをいいます。

(4)上記の使用料とは、行政財産の目的外使用又は公の施設の使用の対価として徴収する料金をいいます。なお、公の施設には、地方公営企業法の適用を受ける水道などの事業も含まれ、公営企業につき徴収される水道料金も使用料です。

(5)上記の手数料とは、特定の者に提供する役務に対して、その費用を償うため、又は報償として徴収する料金をいいます。

◇第6号関係

(1)第1号から第5号までに掲げたもの以外で、これらに準ずるものは、市民参加手続の対象としないことができます。

3 第3項関係

(1)市民参加手続の対象となる行政活動のうち、第2項各号のいずれかに該当したことにより、市民参加手続の対象としないものとしたことについては、市の機関が公表します。

(2)「市民参加手続の対象としないことを決定したとき」とは、市の機関が市民参加手続の対象としないことを最終的に決定した時点をいい、決定後すみやかに公表します。

(3)条例等の制定の場合については、例規等審査会が開催される前までに市民参加手続の対象としないことを公表するものとします。

4 第4項関係

(1)本条例の趣旨を踏まえると、市の行政活動に広く市民参加を実施することが望ましいことから、第1項で掲げた事項以外においても、市民参加手続の対象とすることができることを明確にしたものです。第1項に該当しない事項であっても、市民の関心や、市民生活への影響等を勘案し、市の機関が必要と判断した事項について市民参加手続を行うことができることを規定しています。

第2章 市民参加手続

第7条（市民参加手続の方法）

第7条 市民参加手続の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 意見提出手続（市民等が、市の機関の求めに応じ、前条第1項各号に掲げる行政活動に係る計画、条例及び制度（以下「計画等」という。）の案に対する意見を市の機関に提出し、市の機関が、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいう。）
- (2) 意見交換会手続（市民等と市の機関が、公開の場において、計画等についての意見の交換を行い、市の機関が、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいう。）
- (3) 審議会等手続（法第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」という。）のうち、規則で定める審議会等が、市の機関の求めに応じ、計画等についての意見を市の機関に提出し、市の機関が、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいう。）
- (4) 市民会議手続（特定の計画等について市民意見の方向性を見出すために市の機関が設置した市民等のみで構成し継続した議論を行う機関（以下「市民会議」という。）が市の機関の求めに応じ、計画等についての意見を市の機関に提出し、市の機関が、その意見の概要、意見に対する市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいう。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法

趣旨及び解釈

◆本条は、市民参加手続の方法について、第1号から第5号の5つを定めたものです。

市民参加手続の方法	条項
意見提出手続	第9条
意見交換会手続	第10条
審議会等手続	第11条
市民会議手続	第12条
その他、市の機関が適当と認める方法	—

1 第1号関係

- (1) 「意見提出手続」いわゆるパブリックコメントは、市民等が、市の機関の公表する行政活動に係る計画等の案等に対して、意見を書面等で提出し、市の機関が、その意見を参考に計画等について内部での意思決定を行い、市民等からの意見の概要及びそれに対

する市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいいます。

(2)意見提出手続を実施する時期については、より具体的な案を示すことでより意見が出やすくなることから、意思決定を行う最終段階で実施することを原則とします。ただし、法令等の改正に伴い条例改正が必要になる場合などで、国の通知から条例改正、施行までの期間が短く、意見提出手続に十分な期間を確保できない場合等は、例外的な措置として意見提出手続を最終段階以外に行うこともできます。なお、本条例では原則として最終段階の意見提出手続で提示する原案（パブコメ案）を「計画等の案」としており、それ以前の段階で提示するものは骨子や概要等の形を想定しているため「案」という表現を使っておりません。

(3)条例の制定又は改廃については、例規等審査会の前に条例の骨子案や条例の概要版の形で意見提出手続を実施するものとします。

(4)行政活動の内容によっては、中間の段階や、基本的な方向性を定める時点など複数回実施することにより市民の意見を丁寧に聴取することが望ましい場合もあります。その際は、本条例の第7条第1項第5号に基づくその他の方法の一つである「意見募集」を行うものとします。なお、意見募集の実施方法については、意見提出手続の方法を参考に行うものとします。

(5)意見提出手続は、計画等の案について広く市民等の意見を求める場合に市民等が容易に参加することができ、費用もかからない点で効果的な方法です。その一方で、市民等と市の機関が直接的な対話を行う方法ではないことから、両者が十分に意思の疎通を図るためには、様々な工夫が必要になるとともに、他の市民参加手続の方法と組み合わせることが望ましいといえます。

2 第2号関係

(4)「意見交換会手続」は、市民等と市の機関又は市民等同士が公開の場において、行政活動に係る計画等について意見の交換を行い、その結果を参考に計画等について内部での意思決定を行い、意見交換会での意見の概要及びそれに対する市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいいます。

(5)意見交換会手続は、双方向性の高い市民参加手続の方法であり、意見交換から生じる新たな疑問等についても、その場で双方の考え方について理解を深めることができます。その一方で、発言になれていない市民等は意見を述べるのが難しいため、発言が一定の参加者に偏ることがないようにするほか、計画等に関する現状や課題等についての様々な情報を意見交換会の開催にあたり十分に提供するなど配慮し、単に市の機関からの一方的な説明になることがないように注意が必要です。

3 第3号関係

(1)「審議会等手続」とは、計画等を審議するため、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関およびこれに類するもののうち、当該審議会等の委員定数に対する公募による市民等の割合が2割以上である審議会等に対し、市の機関が諮問等を行い、審議等の結果に係る答申を受け、その答申を参考に計画等について内部での意思決定を行い、答申の内容及びそれに対する市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいいます。なお、「附属機関」とは、執行機関が法律又は条例に基づき、その内部部局のほか、必要と認めて設置する機関及び行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために設置される審査会、審議会等をいい、「これに類するもの」とは、市政を運営するにあたり、

直面する基本的問題や重要課題について、幅広く有識者等の意見表明又は意見交換を行う場として、市の機関が要綱等に基づいて臨時に設置する組織をいいます。

(2)本条例でいう審議会等は、公募市民が含まれるものに限り、このことから、審議会等には、法令等の規定によりその構成が定められていることもあり、公募市民を構成員として含めることが難しい場合もありますが、公募市民を含まない審議会等であっても、本条例でいう審議会等には該当しません。

(3)審議会等手続の内容については、第11条で規定しています。ただし、審議会等の具体的な内容については、個々の審議会等ごとに法令等で規定されており、これに基づきますが、本条例でいう審議会等手続の基準に満たない場合は、当該手続とは認められないので注意が必要です。

(4)審議会等手続は、計画等について市民等又は市民を含む一定の範囲内の者における合議による意見を求める場合に、高度で深い議論ができる点で効果的ではありますが、参加できる市民がごく一部に限定されるとともに、委員としての活動時間の確保が困難な市民は参加しづらい面があります。

4 第4号関係

(1)「市民会議手続」は、ある一定のテーマを検討するに当たって、市の公募に応じた市民等同士が継続した議論を行うことにより、市の計画等に対する市民意見について一定の方向性を見出し、この方向性を参考に計画等について内部での意思決定を行い、市民会議の検討結果及びそれに対する市の機関の考え方等を公表する一連の手続をいいます。

(2)市民会議手続は、公募に応じた市民等のみで委員を構成し、会議が行われることから、市民等の生活実感に基づく行政課題の発掘をするうえで有効な手段であるとともに、計画等の実施段階において市民等の協力が得られやすくなる面もありますが、円滑な合意形成を図るためには、会議の進め方に工夫が必要になります。

5 第5号関係

(1)第1号から第4号までに掲げた4つの市民参加手続の方法以外にも、アンケート、ヒアリング、意見募集、モニター制度、公聴会、電子会議室等の多様な方法があり、市の機関は、市の計画等を策定する上で、効果的と考えられる方法を積極的に活用することが望まれます。

(2)計画等の意思決定に当たっては、法令等において市民意見の聴取方法等が定められている場合があります。この場合は、その方法が本条例の趣旨に沿ったものであるかどうかを勘案するとともに、計画等の性質等を考慮し、総合的に判断する必要があります。例えば、市民会議手続を実施したい場合において、計画等の性質上、市民等のみではなく、各関係団体から意見を聴取し、市民等と議論を行うことが望ましいようなときに、公募による市民等と各関係団体の代表者からなるワークショップの形式で開催し、市民会議手続に準じた手続を実施する等が考えられます。

第8条（市民参加手続の実施）

第8条 市の機関は、第6条第1項各号及び同条第4項に掲げる行政活動を行おうとするときは、意見提出手続を実施しなければならない。

2 市の機関は、第6条第1項各号（第6号を除く。*1）及び同条第4項に掲げる行政活動を行おうとするときは、当該行政活動の性質、市民生活への影響、市民の要望その他の事項（以下「行政活動の性質等」という。）を考慮した上で、意見交換会手続を意見提出手続と併せて実施するよう努めるものとする。

*1「（第6号を除く。）」部分の規定については、平成23年4月1日施行

3 市の機関は、第6条第1項各号（第6号を除く。*2）及び同条第4項に掲げる行政活動を行おうとするときは、行政活動の性質等を考慮した上で、行政上特段の支障がある場合を除き、前条第3号又は第4号に掲げる方法のいずれかの市民参加手続を意見提出手続と併せて実施するものとする。

*2「（第6号を除く。）」部分の規定については、平成23年4月1日施行

4 市の機関は、行政活動の性質等を考慮し、前3項の規定によるもののほか、前条各号に掲げる市民参加手続をより多く実施するよう努めるものとする。

5 市の機関は、前各項の規定により市民参加手続を実施するときは、行政活動の性質等を考慮した上で、適切な時期に行うものとする。

6 市の機関は、市民参加手続を実施するときは、市民等が参加しやすい環境づくりに十分配慮するものとする。

趣旨及び解釈

◆本条は、市民参加手続の実施に当たっての基本的な事項について定めたものです。

・第1項から第3項は、市民参加手続の対象と方法を結びつける基準（マッチングルール）を定めています。

1 第1項関係

(1)市民参加手続の対象とした行政活動については、第7条第1号に掲げる「意見提出手続」を必ず実施しなければなりません（実施義務）。

2 第2項関係

(1)市民参加手続の対象とした行政活動（第6条第1項第6号の行政活動（以下「審査基準等の制定又は改廃」という。）を除く。*1）で、意見提出手続では十分に市民意見を把握することができない場合は、意見提出手続と同様に広聴型の市民参加手続である意見交換会手続を、意見提出手続を補完するために実施するよう努めます。

(2)また、意見交換会手続は、行政活動に対する理解を深めてもらう意味合いもあり、意見提出手続と併せて実施することで、より市民等の行政活動に対する関心が高まるものと考えます。

(*1・・・平成23年4月1日施行)

3 第3項関係

(1)意見提出手続と併せて、市民参加手続の対象となる行政活動（審査基準等の制定又は

改廃を除く。*2)の性質、市民生活への影響、市民の要望その他の事項を考慮した上で、行政上特段の支障がある場合を除き、「審議会等手続」又は「市民会議手続」のうち、いずれか1つの方法を実施するものとします。実施しない場合は、その理由を明らかにする必要があります。

(*2・・・平成23年4月1日施行)

(2)「行政上特段の支障がある場合」とは、例えば、土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止する事業者の責務を定めようとする際に、利害関係者を含めず議論を行う等、行政活動の性質上、市の機関において審議、検討を行うことが好ましい場合をいいます。

(3)審議会等手続と市民会議手続の2つの方法から選択することとした理由については、2つの方法が複数回にわたり議論を行うことができ、議論に参加する者も固定化されていることから、十分な検討を重ねることができるものであり、検討会議型の市民参加手続の方法として捉えることができるからです。

3 第4項関係

(1)前2項の規定による市民参加手続の方法の実施に留まらず、より多くの市民参加手続の方法の実施に努めることが望まれます。市民参加手続の方法には、それぞれの特性があり、参加しやすい方法が個々の市民によって異なることなどを踏まえ、それぞれの行政活動の性質等に応じて、より多くの市民参加手続の方法を採用することが求められるからです。

4 第5項関係

(1)市の機関は、市民参加手続の対象となる計画等の性質等に応じて、それぞれの市民参加手続の方法の特性を勘案しつつ、計画等を策定するうえでの全体スケジュールを策定するなど、市民等の意見が計画等に反映されるのに最も効果的と思われる時期を設定する必要があります。

5 第6項関係

(1)日頃市政に興味を持っていながら、様々な事情により市民参加を行うことに制限がある市民等に対し、参加しやすい環境づくりを実現するための配慮が求められます。

(2)行政活動への市民等の参加状況をみると、リタイア世代の参加が多く見られ、学生や子育て世代、働き世代等の参加が少ないのが現状です。誰もが暮らしやすいまちづくりを行ううえで、様々な年齢層の意見を聴取することは重要であり、それぞれの年齢層の生活環境の特性に配慮した市民参加の環境づくりを行う必要があります。

(3)計画等の性質によっては、子育て世代の意見をより多く聴取したい場合などがあり、託児への配慮や子どもが学校にいる時間帯に会議時間等を設定することも必要です。

(4)働く世代をはじめ、市政に関心を持ちつつも、市の機関が開催する会議や意見交換会に出席できない市民等も多くいます。参加希望者の意向によっては、会議の開催曜日(祝祭日での開催)や開催時間を夜間に設定するなどの配慮が必要になります。

(5)IT技術の進展に伴い、会議に出席しなくとも、双方向の議論等ができるインターネット会議などの方法も技術の確立がなされており、活用が求められます。

(6)高齢者や障害者などの移動困難者をはじめ、会議出席に一定の制限のある市民等に配慮する必要があります。高齢者においては、加齢に伴う運転技術の衰えにより、自家用車利用を縮小する傾向もみられ、これまでの生活圏が少しずつ狭まっていく場合も考え

られます。このことから、多くの市民等が関心のある行政活動について市民参加手続を実施する際は、適当なブロック割をするなどして、地域に赴いたうえで、市民意見を聴取することも重要です。

<運用>

1 第1項関係

(1)市民参加手続の対象となる計画等の策定期間が2ヵ年度以上にわたり、その策定期間の初年度に市民参加手続の方法を実施しない場合であっても、2年度目以降に本項に基づく市民参加手続の方法が実施されれば、本項の実施基準を満たします。

第9条（意見提出手続）

第9条 市の機関は、意見提出手続を実施しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 計画等の案及び当該案に関する資料
- (2) 意見の提出先、提出方法及び提出期間
- (3) 第5項の規定による公表の予定時期
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

2 前項第2号の意見の提出期間は、同項の規定により公表をした日から起算して30日以上の期間とし、意見の提出を求める計画等の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、30日未満とすることができる。

3 意見提出手続により意見を提出することができるものは、市民等とする。

4 意見提出手続による意見は、規則で定める事項を明らかにして、規則で定める方法により市の機関に提出するものとする。

5 市の機関は、提出された意見についての検討を終えたときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、四街道市情報公開条例（平成9年条例第19号）第8条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）に該当すると認められるものを除く。

- (1) 第1項第1号に掲げる事項
- (2) 提出された意見の概要
- (3) 提出された意見に対する市の機関の考え方
- (4) 計画等の案を修正した場合はその内容
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

趣旨及び解釈

◆本条は、第7条第1号に規定する意見提出手続、いわゆるパブリックコメントの具体的な内容について定めたものです。

1 第1項関係

(1)市の機関が、市民等の意見の提出を求めるに当たって、事前に公表する事項について定めています。

第1号 計画等の案を公表するに当たって、市民等が当該案についての理解をより深めることができるよう関係資料を併せて公表します。

第2号 意見の提出に関する事項としては、意見の提出先、提出方法、提出期間を公表します。

第3号 提出された意見の取り扱いについて透明性を図る観点から、あらかじめ市の考え方等を公表する予定時期について公表します。

第4号 その他としては、例えば、計画等の案やその案に関する資料の閲覧場所等があります。

2 第2項関係

(1)意見の提出期間は、第9条第1項に掲げる事項を公表した日の翌日から数えて30日以上としています。期間計算の起算点については、初日を算入せず翌日から起算し（初日不算入の原則）その期間の初日が午前零時から始まるときは、初日を算入します。市の機関は、計画等の案の性質等を踏まえて、市民等が意見を提出するために十分な期間を考慮し、適切な意見の提出期間を設定する必要があります。

(2)ただし書き部分については、意見の提出期間を30日以上確保することが困難であつて、意見の提出期間を短縮することがやむを得ない場合を想定して規定したものです。「緊急その他やむを得ない理由があるとき」とは、当初策定した事業計画では見込めなかった不測の事態が生じた場合等により、既に決定されている事業計画の終期に大幅な遅れが生じると認められる場合等をいいます。

3 第3項関係

(1)意見提出手続により意見を提出することができるものの範囲について、第2条第2号に定める「市民等」としています。

4 第4項関係

(1)意見を提出するものが明らかにする事項として規則で定めるものには、住所、氏名等が含まれています。これは、第4条の規定の趣旨を踏まえ、自らの発言と行動に責任を持つ観点から、市民等が意見を提出する際には、住所、氏名等を明らかにすることを定めたものです。

(2)規則で定める意見の提出方法には、持参、郵送、ファクシミリ、電子メール、前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法が定められています。「前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法」には、書面等による提出に制限がある者への配慮として、必要に応じ、点字や録音テープによる提出方法等も採用することとします。

※市民参加条例施行規則から抜粋

(意見提出手続)

第6条 条例第9条第4項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画等の案の名称
- (2) 計画等の案に対する意見及びその理由
- (3) 次のアからオまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからオまでに定める事項
 - ア 市内に住所を有する者 住所及び氏名
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 個人の場合にあつては住所及び氏名並びに事務所又は事業所の名称及び所在地、法人その他の団体の場合にあつては事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名
 - ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する者(以下「在勤者」という。) 氏名並びに事務所又は事業所の名称及び所在地
 - エ 市内の学校に在学する者(以下「在学者」という。) 氏名並びに学校の名称及び所在地

オ 計画等の案に利害関係を有するもの(以下「利害関係者」という。) 個人の場合
 あっては住所及び氏名並びに利害関係を有する事項、法人その他の団体の場合に
 あっては事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名並びに利害関係を有す
 る事項

2 条例第9条第4項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 持参
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が適当と認める方法

5 第5項関係

(1)市の機関が、意見提出手続で提出された市民等の意見に対する市の考え方の検討を終了したときは、速やかに各号に掲げる検討結果等を公表します。

第1号 意見提出手続の実施にあたって事前に公表した計画等の案及び当該案に関する資料を公表します。

第2号 意見提出手続で提出された意見について、簡潔にまとめた概要を公表します。

第3号 意見提出手続で提出された意見に対する市の機関の考え方を公表します。ただし、計画等に関する意見以外のものについて、市の考え方を公表する必要はありません。

第4号 意見提出手続で提出された意見に基づいて計画等の案を修正した場合はその内容を公表します。

第5号 第1号から第4号に掲げるもの以外についても、市の機関が意見提出手続で提出された意見をどのように検討したか、市民等に対して市の機関の意思決定の透明性の向上を図ることができると思われる資料等について公表します。例えば、意見提出手続で提出された意見に対する市の機関の考え方を決定するまでの検討過程に係る資料等があります。

(2)「速やかに」とは、計画等の意思決定を終了した後、可能な限り早い段階で公表を行うことをいい、遅くとも計画等に係る行政活動が実施される前までに必ず公表することとします。

<運用>

1 第1項及び第5項関係

(1)意見提出手続に係る公表は、施行規則第3条の規定による方法により行うものとします。

※市民参加条例施行規則から抜粋

(公表の方法)

第3条 条例の規定による公表は、四街道市公告式条例(昭和30年条例第2号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示により行うほか、市の広報紙への掲載その他周知を図るため適切と認める方法により行うものとする。

2 第4項関係

(1)意見提出手続で提出された市民等の意見について、不明な点等を補正する必要がある場合も考えられることから、意見を提出するものの電話番号等の連絡先を把握するものとしてします。

第10条（意見交換会手続）

第10条 市の機関は、意見交換会手続を実施しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 意見交換会の議題及び当該議題に関する資料
- (2) 意見交換会を開催する日時及び場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

2 前項の規定による公表は、意見交換会を開催する日の21日以上前に行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を公表した上で、21日未満とすることができる。

3 意見交換会に出席することができるものは、市民等とする。ただし、市の機関が必要と認めたときは、当該計画等に関する知識又は経験を有する者その他必要と認める者を出席させることができる。

4 意見交換会に出席しようとするものは、規則で定める事項を明らかにするものとする。

5 市の機関は、意見交換会で聴取した意見についての検討を終えたときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、非公開情報に該当すると認められるものを除く。

- (1) 意見交換会に提示した計画等及び当該計画等に関する資料
- (2) 聴取した意見の概要
- (3) 聴取した意見に対する市の機関の考え方
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

趣旨及び解釈

◆本条は、第7条第2号に規定する意見交換会手続の具体的な内容について定めたものです。

1 第1項関係

(1)市の機関が、意見交換会を開催するに当たって、事前に公表する事項について定めています。

第1号 意見交換会に提示する議題を公表するに当たって、市民等が当該議題についての理解をより深めることができるよう関係資料を併せて公表します。

「議題」とは、計画等に係るテーマ（論点）をいい、これを明確にすることで、意見交換会への市民等の参加の促進につながるものと考えられます。また、計画等について複数のテーマで意見交換会を実施する場合も想定し、規定するものです。

第2号 意見交換会を開催する日時や場所を公表します。

第3号 第1号から第2号に掲げるもの以外についても、市民等が意見交換会に出席するに当たって、事前に情報を入手したほうが良いと考える事項について、公表します。例えば、市の機関が意見交換会への出席を求める当該計画等に関する知識又は経験を有する者の情報等があります。

2 第2項関係

(1)意見交換会を開催するに当たって、市民等に知らせる情報等の公表を行う時期については、市民等が計画等に係る十分な情報収集やスケジュール調整等ができるだけの時間的余裕に配慮し、緊急その他やむを得ない理由がある場合を除いて、意見交換会を開催する日から数えて21日以上前に行うものとします。

(2)ただし書き部分については、開催の周知期間を21日以上確保することが困難であって、開催の周知期間を短縮することがやむを得ない場合を想定して規定したものです。「緊急その他やむを得ない理由があるとき」とは、当初策定した事業計画では見込めなかった不測の事態が生じた場合等により、既に決定されている事業計画の終期に大幅な遅れが生じると認められる場合等をいいます。

3 第3項関係

(1)意見交換会に出席できるものの範囲について、第2条第2号に定める「市民等」としています。また、市の機関が必要と認めるときは、その計画等に関する知識又は経験を有する者等を出席させることができます。

(2)意見交換会手続は市民等と市の機関の意見交換に留まらず、必要に応じて、市民同士の意見交換も行うこととしていることから、市民同士の円滑な議論をサポートできるよう、計画等に深い識見を持った者や市民同士の合意形成を担うファシリテーターとして豊富な経験がある者を市の機関が出席させることもあります。

4 第4項関係

(1)意見交換会に出席するものが明らかにする事項として規則で定めるものには、住所、氏名等が含まれています。これは、第4条の規定の趣旨を踏まえ、自らの発言と行動に責任を持つ観点から、市民等が意見を述べる際には、住所、氏名等を明らかにすることを定めたものです。

※市民参加条例施行規則から抜粋

(意見交換会手続)

第7条 条例第10条第4項の規則で定める事項は、前条第1項第3号アからオまでに掲げる事項とする。

(意見提出手続)

第6条 条例第9条第4項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(3) 次のアからオまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからオまでに定める事項

ア 市内に住所を有する者 住所及び氏名

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 個人の場合にあっては住所及び氏名並びに事務所又は事業所の名称及び所在地、法人その他の団体の場合にあっては事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名

ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する者(以下「在勤者」という。) 氏名並びに事務所又は事業所の名称及び所在地

エ 市内の学校に在学する者(以下「在学者」という。) 氏名並びに学校の名称及び所在地

オ 計画等の案に利害関係を有するもの(以下「利害関係者」という。) 個人の場合
 にあつては住所及び氏名並びに利害関係を有する事項、法人その他の団体の場合にあ
 つては事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名並びに利害関係を有する事
 項

5 第5項関係

(1)市の機関が、意見交換会で聴取した市民等の意見に対する市の考え方の検討を終了したときは、速やかに各号に掲げる検討結果等を公表します。

第1号 意見交換会に提示した計画等及び当該計画等に関する資料を公表します。本条例においては、「計画等の案」は意見提出手続で提示する原案(パブコメ案)を指しており、ここでいう「計画等及び当該計画等に関する資料」は、骨子・概要等を指しています。意見提出手続を実施する時期等との兼ね合いで、計画等の案を意見交換会に提示する場合は、それを妨げるものではありません。

第2号 意見交換会で聴取した意見について、簡潔にまとめた概要を公表します。

第3号 意見交換会で聴取した意見に対する市の機関の考え方を公表します。ただし、計画等に関する意見以外のものについて、市の考え方を公表する必要はありません。意見交換会に計画等の案を提示していた場合で、意見交換会を経て、当該計画等の案に修正がある場合はその内容を併せて公表します。

第4号 第1号から第3号に掲げるもの以外についても、市の機関が意見交換会で聴取した意見をどのように検討したか、市民等に対して市の機関の意思決定の透明性の向上を図ることができると考えられる資料等について公表します。例えば、意見交換会で聴取した意見に対する市の機関の考え方を決定するまでの検討過程に係る資料等があります。

(2)「速やかに」とは、計画等についての検討を終了した後、可能な限り早い段階で公表することをいい、遅くとも次の市民参加手続が行われる前までに必ず公表することとします。

(3)検討結果の公表については、意見交換会が、市内を幾つかのブロックに分け、同一のテーマ等で複数回開催される場合も想定されることから、このような場合は、すべての意見交換会の終了後に行うこととします。

<運用>

1 第1項及び第5項関係

(1)意見交換会手続に係る公表は、施行規則第3条の規定による方法により行うものとします。

※市民参加条例施行規則から抜粋

(公表の方法)

第3条 条例の規定による公表は、四街道市公告式条例(昭和30年条例第2号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示により行うほか、市の広報紙への掲載その他周知を図るため適切と認める方法により行うものとする。

第11条（審議会等手続）

第11条 市の機関は、審議会等手続を実施しようとするときは、当該審議会等に対し、計画等又は当該計画等に関する資料を提示した上で、計画等についての意見を求めるものとする。

2 市の機関は、前項の規定による求めに応じて審議会等から提出された意見についての検討を終えたときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、非公開情報に該当すると認められるものを除く。

- (1) 審議会等に提示した計画等又は当該計画等に関する資料の概要
- (2) 提出された意見の概要
- (3) 提出された意見に対する市の機関の考え方
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

3 審議会等手続として開催される審議会等の会議の公開については、別に定める。

趣旨及び解釈

◆本条は、第7条第3号に規定する審議会等手続の具体的な内容について定めたものです。

1 第1項関係

(1)市の機関が、審議会等手続を実施するときは、計画等又は当該計画等に関する資料を提示したうえで、当該計画等に対する意見を求めます。本条例においては、「計画等の案」は意見提出手続で提示する原案（パブコメ案）を指しており、ここでいう「計画等又は当該計画等に関する資料」は、骨子・概要等を指しています。意見提出手続を実施する時期等との兼ね合いで、計画等の案を審議会等に提示する場合は、それを妨げるものではありません。

(2)「意見を求める」とは、市の機関が、審議会等に対し、計画等について諮問、依頼等を行うことをいいます。

2 第2項関係

(1)市の機関が、審議会等から提出された意見に対する市の考え方の検討を終了したときは、速やかに各号に掲げる検討結果等を公表します。

第1号 審議会等に提示した計画等又は当該計画等に関する資料

計画等の案を審議会等に提示できる場合は、それを妨げるものではありません。

第2号 審議会等から提出された意見の概要

第3号 審議会等から提出された意見に対する市の機関の考え方

審議会等に計画等の案を提示していた場合で、審議会等を経て、当該計画等の案に修正がある場合はその内容を併せて公表します。

第4号 第1号から第3号に掲げるもの以外についても、市の機関が審議会等から提出された意見をどのように検討したか、市民等に対して市の機関の意思決定の透明性の向上を図ることができると思われる資料等について公表します。例えば、審議会等から提出された意見に対する市の機関の考え方を決定するまでの検討過程に係る資料等があります。

(2)「審議会等から提出された意見」とは、市の機関の求めに応じて、検討され提出された答申、提案、報告等をいいます。なお、例えば、審議会等の性質により、書面等によらず、委員の発言に基づき意見を提出する等の場合は、審議会等手続としての要件を満たしているかについて、総務課と相談するものとします。

(3)「速やかに」とは、計画等についての検討を終了した後、可能な限り早い段階で公表することをいい、遅くとも次の市民参加手続が行われる前までに必ず公表することとします。

3 第3項関係

(1)審議会等手続として開催される審議会等の会議の公開に係る事項については、「四街道市審議会等の会議の公開に関する指針」の定めに従います。

<運用>

1 本条例には、委員公募の方法や選考基準などについては規定がありません。それらについては、「審議会等委員の公募要領」、「審議会等委員の公募基準の運用と解釈」の定めに従います。

2 第2項関係

(1)審議会等手続に係る公表は、施行規則第3条の規定による方法により行うものとします。

(2)部会等を設置している審議会等において、個々に意見を求め、意見に対する市の考え方を公表する場合は、その度に公表するものとする。

※市民参加条例施行規則から抜粋

(公表の方法)

第3条 条例の規定による公表は、四街道市公告式条例(昭和30年条例第2号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示により行うほか、市の広報紙への掲載その他周知を図るため適切と認める方法により行うものとする。

第12条（市民会議手続）

第12条 市の機関は、市民会議手続を実施しようとするときは、当該市民会議に対し、計画等に関する市の基本的な考え方その他必要な事項及び当該計画等に関する資料を提示した上で、計画等についての意見を求めるものとする。

2 市民会議に参加する市民等の公募の基準及び方法、議論を行う期間その他市民会議の実施に必要な事項は、計画等の性質に応じ、市の機関が別に定めるものとする。

3 前項の場合において、市の機関は、市民会議における議論を円滑に進行し、又は計画等に対する意見の方向性を見出し、若しくは合意形成や相互理解に向け調整する等必要な支援を行うため、市の機関の職員、当該計画等に関する知識又は経験を有する者その他必要と認める者を出席させることができる。

4 市の機関は、第1項の規定による求めに応じて市民会議から提出された意見についての検討を終えたときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、非公開情報に該当すると認められるものを除く。

- (1) 市民会議に提示した計画等に関する市の基本的な考え方その他必要な事項及び当該計画等に関する資料の概要
- (2) 提出された意見の概要
- (3) 提出された意見に対する市の機関の考え方
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

趣旨及び解釈

◆本条は、第7条第4号に規定する市民会議手続の具体的な内容について定めたものです。

1 第1項関係

(1)市の機関が、市民会議手続を実施するときは、当該計画等に関する市の基本的な考え方その他必要な事項及び当該計画等に関する資料を提示します。

(2)他の市民参加手続の方法では、市の機関は、「計画等の案」や骨子・概要等の公表又は提示をしたうえで、市民等に意見の提出等をお願いしますが、市民会議手続では、市の機関は、「計画等に関する市の基本的な考え方」等を提示するに留め、市民等の多様な議論により見出された一定の方向性を踏まえて、計画等の案を策定することとなります。このことから、市民会議手続を実施する時期は、検討の比較的初期の段階で実施することが効果的であるといえます。「計画等に関する市の基本的な考え方」とは、その計画等を策定する目的や計画等に必ず定めるべき事項等があります。

(3)市民会議手続については、参加者の議論について一定の方向性を見出すため、議論の過程を十分に把握することが重要であり、会議への高い出席率が求められることから、一定時期で募集を打ち切り、参加者を固定することが望ましいです。しかしながら、様々な制限があり、参加することができない市民等にも配慮するため、市民会議は公開します。また、出席者数が、当初に比べて著しく減少した場合は、途中時期に再募集することもできるものとします。

2 第2項関係

(1)市民会議に参加できるものの範囲は、第2条第2号に定める「市民等」ですが、市民会議手続の実施に必要な事項については、それぞれの計画等の性質に応じて、市の機関がそのつど別に定めます。市民会議手続は多様な運営形態により実施されることが想定され、市の機関が的確な運営形態を選択できるよう配慮するためです。

3 第3項関係

(1)市民会議は主体性を持つ独立したものとして位置づけられるべき組織であるが、計画等の性質によっては、市民同士で議論するより、市の機関の職員が議論に加わったほうがより円滑な合意形成を図ることができるため、市の機関の職員も必要に応じて出席させることができます。また、会議に継続して参加する必要がある市の機関の職員は、当該市民会議に参加することにつき、職務上明確にする等の措置を執ることが必要です。

(2)市民会議手続では、市民等同士又は市民等と市の機関の職員が議論するに当たって、適宜、合意を図りながら円滑に会議を進める必要があることから、市の機関は、計画等に深い識見を持った者や合意形成を担うファシリテーターとして豊富な経験がある者を出席させることができます。

4 第4項関係

(1)市の機関が、市民会議で聴取した市民等の意見に対する市の考え方の検討を終了したときは、速やかに各号に掲げる検討結果等を公表します。

第1号 市民会議に提示した計画等に関する市の基本的な考え方その他必要な事項及び当該計画等に関する資料の概要

第2号 提出された意見の概要

第3号 提出された意見に対する市の機関の考え方

第4号 第1号から第3号に掲げるもの以外についても、市の機関が市民会議で聴取した意見をどのように検討したか、市民等に対して市の機関の意思決定の透明性の向上を図ることができると思われる資料等について公表します。例えば、市民会議で聴取した意見に対する市の機関の考え方を決定するまでの検討過程に係る資料等があります。

(2)「速やかに」とは、計画等に関する市の基本的な考え方等についての検討を終了した後、可能な限り早い段階で公表することをいい、遅くとも次の市民参加手続が行われる前までに必ず公表することとします。

第3章 市民提案手続

第13条（市民提案手続）

第13条 市民等（中学校就学の始期に達するまでの者を除く。）は、規則で定めるところにより、その20人以上の者の連署をもって、その代表者から市の機関に対し、提案書を提出することにより、市民提案を行うことができる。

2 市の機関は、期間を限り、毎年度2回、市民提案を行う機会を設けるものとする。ただし、市の機関が必要と認めるときは、2回を超えてその機会を設けることができる。

3 市の機関は、第1項の規定により行われた市民提案を受理したときは、速やかに市民提案の概要を公表するものとする。ただし、非公開情報に該当すると認められるものを除く。

4 市の機関は、第1項の規定により行われた市民提案についての検討を行うときは、当該市民提案の代表者、連署した者その他当該関係者と協議するものとする。

5 市の機関は、第1項の規定により行われた市民提案についての検討を終えたときは、規則で定めるところにより、当該市民提案の代表者に通知するとともに、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、非公開情報に該当すると認められるものを除く。

- (1) 市民提案の概要
- (2) 検討の結果及びその理由
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の機関が必要と認める事項

趣旨及び解釈

◆本条は、第2条第7号に規定する市民提案手続の具体的な運用について定めたものです。市民提案手続は、第2条第4号に掲げる行政活動全般にわたり、市民等が政策等を市の機関に提案できる制度です。

1 第1項関係

(1)市民提案を行うことができる者は「中学生以上の市民等（第2条第2号に定める市民等）」です。20人以上の連署をもって、代表者から市の機関に対し、提案書を提出します。より良い政策等が提案されるよう、少なくとも20人の市民等がお互いに議論を重ね、合意を図ることを要件としています。

(2)市民提案手続の運用に必要な事項は、規則に委任しています。

2 第2項関係

(1)市の機関は、市民提案の提出を受け付ける期間を設けます。「期間を限り、毎年度2回」とは、市民提案の受付期間を、原則として、上半期に1か月、下半期に1か月設けるということです。

(2)上記において、市民提案の受付期間を毎年度2回としていますが、市の機関が必要と認めるときは、2回を超えてその機会を設けることができます。具体的には、市民提案を行おうとする者が、市の機関に対して、臨時に市民提案の受付期間を設けることの提案を行い、その提案が「市民の公共の福祉を増大するうえで、市の機関が緊急に検討することが望ましいもの」や「市民が安全な生活を営むうえで、緊急的に対策を講じることが望ましいもの」であると市長が判断した場合に、1年度中2回を超えて市民提案を受け付ける機会を設けるものとします。

また、市民提案手続は、基本的には、市民等が市の機関に対して政策等の提案を行うものでありますが、市全体を巻き込むような重要なテーマに対して、市の機関が、より多くの市民等の考えを求める必要性を認めたときは、市民提案制度の手続に沿った形で、市民提案の提出を求めることも可能とします。

3 第3項関係

(1)市の機関は、市民提案を受理したときは、非公開情報を除く提案の概要を速やかに公表します。公表の方法は、ホームページ掲載、窓口配布等の方法により行うものとします。公表は、市民提案の検討にあたり、情報公開の観点から行うものです。

4 第4項関係

(1)市民提案の検討過程において、市の機関は、市民提案の代表者、市民提案の連署した者、その他関係者と協議を行うものとします。これは、意思決定の透明性の確保、説明責任の観点から規定するものです。また協議にあたり、市の機関は、関係各課の出席を求めるものとします。

5 第5項関係

(1)市の機関が、提出された市民提案の検討を終了したときは、各号に掲げる検討結果等を、市民提案を行った代表者に通知するとともに、公表します。「市民提案についての検討を終えたとき」とは、市の機関がその市民提案の実施の有無等について、最終的な結論を出した時点をいいます。

第1号 市民等から提出された提案の概要を公表します。

第2号 市民提案の代表者等や市の機関で行った検討の結果及びその理由について公表します。

第3号 第1号から第2号に掲げるもの以外についても、市の機関が必要と認める事項について、市民提案の代表者に通知するとともに、公表します。例えば、市民参加推進評価委員会において出された意見の概要等があります。

※市民参加条例施行規則から抜粋

(市民提案手続)

第8条 条例第13条第1項の規定により市民提案を行おうとする者は、市民提案書（様式第1号）及び市民提案者署名簿（様式第2号）に関係資料を添えて市の機関に提出するものとする。

2 条例第13条第1項に規定する連署は、市民提案書と一体とした市民提案者署名簿に必要事項を記載することにより行うものとする。

3 条例第13条第3項の規定による通知は、市民提案検討結果通知書（様式第3号）によるものとする。

<運用>

1 第3項関係・第5項関係

- (1)市民提案手続に係る公表は、施行規則第3条の規定による方法により行うものとします。

※市民参加条例施行規則から抜粋

(公表の方法)

第3条 条例の規定による公表は、四街道市公告式条例（昭和30年条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示により行うほか、市の広報紙への掲載その他周知を図るため適切と認める方法により行うものとする。

第4章 市民参加の推進

第14条（市民参加推進評価委員会）

第14条 この条例を適正に運用し、及び市民参加をより一層推進するため、法第138条の4第3項の規定により、四街道市市民参加推進評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項に関し、市の機関の諮問に応じ、調査し、審査し、及び答申し、又は市の機関に意見を述べる。

- (1) この条例の運用状況に関すること。
- (2) 市民参加手続の対象に関すること。
- (3) 市民提案手続に基づく市民提案に関すること。
- (4) この条例に対する市民意見に関すること。
- (5) この条例の見直しに関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市民参加に関すること。

3 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 有識者 4人以内
- (2) 公募による市民 4人以内

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 委員会は、第2項各号に掲げる事項を処理するため必要があると認めるときは、関係者に必要な資料の提出を求め、又は委員会の会議に出席して説明することを求めることができる。

8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

趣旨及び解釈

◆本条は、四街道市市民参加推進評価委員会（以下「委員会」といいます。）の設置並びに委員会の組織及び運営についての基本的な事項について定めたものです。

1 第1項関係

- (1) 委員会は、市の機関が、本条例を適正に運用するとともに、行政活動への市民参加がより一層推進されることを目的として設置されるものです。
- (2) 委員会は、地方自治法第138条の4第3項に規定される附属機関です。

2 第2項関係

(1)委員会の所掌事項について定めています。

委員会は、以下各号について、市の機関の諮問事項に対する答申を行うほか、諮問に関わらず委員会独自に市の機関に意見を述べるができるとしています。

◇第1号関係 「この条例の運用状況に関すること」

(1)条例に基づいて市民参加が適正に行われているか確認するとともに、市民参加を行った結果について検証し、その時々々の市民参加の状況を的確に把握するための調査等を行うものです。

◇第2号関係 「市民参加手続の対象に関すること」

(1)本条例の第16条の規定に基づき市の機関が作成する「市民参加手続の実施予定(案)」「市民参加手続の実施状況(案)」に掲げられる、市民参加手続の対象となる行政活動及び市民参加手続の対象としない行政活動が、第6条及び第8条の規定を遵守したものであるかを公表に際して調査、検証するものです。

◇第3号関係 「市民提案手続に基づく市民提案に関すること」

(1)市民提案は、市の機関で受理された後、第15条に掲げる「四街道市市民参加推進本部」で、市民提案に係る様々な問題点等が整理されます。整理された内容については意見書として取りまとめられ、この意見書をもとに、委員会は、第三者機関としての視点で、市の考え方の妥当性等について調査等を行います。

◇第4号関係 「この条例に対する市民意見に関すること」

(1)市民参加は、ある特定のパターン化された形で行われるものではなく、市民参加手続等を行う職員が、市民参加手続に参加する市民等の生の声を聞いたうえで柔軟に対応する必要があります。市民参加手続を行う担当課は、適宜、本条例に基づき実施される市民参加手続等に対する市民等の意見の適切な把握に努め、事務局となる総務課に報告することとします。

◇第5号関係 「この条例の見直しに関すること」

(1)本条例の見直しについては、市の機関が、施行後3年を超えない範囲内において見直しを行い、見直しの必要性が認められた場合、本委員会に諮ることとなります。または、3年を超えない範囲内において本委員会が見直しを行う必要があると認めた場合に、本委員会において調査、審査することとなります。委員会は、この条例に基づき実施される市民参加手続等を総合的に勘案し、この条例の規定と実施される市民参加手続等の実態に隔たりがあると考えられる事項については、本委員会で審議することができます。

◇第6号関係

(1)第1号から第5号に掲げるもの以外で、市民参加の推進等に必要な事項に関することを所掌事項としたものです。

3 第3項及び第4項関係

(1)市長が委嘱する8人以内の委員の区分及びそれぞれの区分に応じた人数を定めました。

◇第4項第1号関係

(1)「有識者」の人数は4人以内とします。「有識者」とは、自治体に取り組む市民参加について、専門的な知識や経験を有する者をいいます。なお、従前は「学識経験者」という規定により、大学教授をはじめ高度な知識を有する者を構成員とするケースが多いものでありましたが、今後、まちづくりの中心的な役割を担う主体として活躍が見込まれ

るNPO関係者等も積極的に関わられるよう「有識者」という表現にしました。

◇第4項第2号

(1)委員会の運営が、公正かつ透明なものとなるよう、「公募による市民」を委員総数の半数である4人以内としました。公募の対象を「市民等」ではなく「市民」としたことについては、本委員会の所掌事項が市の行政活動全般にわたるものであることから、四街道市に住所を有し、市政の動向を絶えず見守ることができる環境にあり、市の負担を分担する義務を負う者であることが望ましいためです。

4 第5項関係

(1)委員の任期は、2年です。ただし、再任することができます。

5 第6項関係

(1)補欠の委員の任期は、前任者の残任期間としています。
 (2)市民委員の公募手続き等事務効率化を図るため、前任者の残任期間が6ヶ月に満たない場合、補欠委員を置かないこととします。

6 第7項関係

(1)委員会は、所掌する事項を処理するに当たって、関係者に資料提出や会議での説明を求めることができます。関係者とは、市民参加手続を実施した市の機関の担当職員、市民提案の内容に関連性の高い事業等を所掌する市の機関の担当職員、市民提案の提案者及び本条例に対する市民意見を提出した市民等、委員会の所掌事項に関係する者をいいます。

7 第8項関係

(1)本委員会の委員は特別職地方公務員であります。特別職には地方自治法の規定の適用がないことから、本号にて守秘義務を有することとしました。なお、秘密とは、一般に了知されていない事実であって、それを一般に了知させることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるものをいいます。

8 第9項関係

(1)委員会の組織及び運営に関し必要な事項を規則に委任することについて定めています。

※市民参加条例施行規則から抜粋

(委員会の組織)

第9条 条例第14条第1項の規定により設置する委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第10条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の設置)

第11条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を総理し、当該部会を代表する。

5 部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会に属する委員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会に準用する。

(委員会の庶務)

第12条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

<運用>

1 第2項関係

(1)第1号の本条例の運用状況に関する事項は、次のとおりとします。

ア 市民参加の実施予定

イ 市民参加の実施状況

ウ 情報提供の状況

(2)第6号に該当するものとしては、審議会等の委員の委嘱状況などがあります。

2 第4項関係

(1)本項第2号の「市民」は、年齢満20歳以上の市内に住所を有する者とします。

3 第5項関係

(1)本項においては、委員の再任ができることとしていますが、本委員会の議論が形骸化せず、常に活性化されるよう、可能な限り、新たな人材を登用することとします。

第15条（庁内における市民参加の推進体制）

第15条 この条例の適正かつ公正な執行並びに市民参加の円滑な推進及び活性化を図るため、市の機関の職員を委員として構成する四街道市市民参加推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

2 推進本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

趣旨及び解釈

◆本条は、庁内における市民参加の推進体制について規定しています。

1 第1項関係

(1)本条例の適正かつ公正な執行を確保するとともに、市民参加の円滑な推進と活性化を図るために、市の機関の職員を委員とする四街道市市民参加推進本部（以下「推進本部」という。）を設置します。

2 第2項関係

(1)推進本部の運営等に必要とする事項を、市長が「四街道市市民参加推進本部要綱」で定めます。

第5章 雑則

第16条（市民参加手続の実施予定等の公表）

第16条 市の機関は、市民参加手続の実施予定及び実施状況、市民提案手続の提案状況その他必要な事項を毎年度1回、公表するものとする。

趣旨及び解釈

◆本条は、市民参加手続の実施予定及び実施状況、市民提案手続の提案状況その他必要な事項について、市の機関が毎年度1回公表することを定めたものです。

1 市民参加手続の実施予定については、当該年度に市民参加手続を実施する行政活動の概要をはじめとして、市民参加手続を実施する予定時期等を明らかにすることで、市民等の計画的な市民参加を実現できるよう公表するものです。

2 市民参加手続の実施予定については、総務課が庁内各課に調査を行って作成する「市民参加手続の実施予定（案）」を市民参加推進本部で審議して公表します。その後、市民参加推進評価委員会に諮ったうえで、必要があれば修正公表します。市民等ができるだけ早い段階で市民参加の予定を立てやすくするため、年度当初のできるだけ早い段階で公表することとします。

3 市民参加手続の実施状況の公表については、市民参加手続を実施した状況及び結果を市民等にお知らせするとともに、市民参加手続が適正に行われているか確認できるようにするものです。

4 市民提案については、第13条第3項の規定により、市の機関が検討を終えたときは、提案ごとにその結果が公表されることとなりますが、本条では、その年度毎に提案された市民提案の概要や市の機関の検討結果を一覧化して公表することを定めました。

5 その他必要な事項としては、例えば、審議会等における公募市民の登用状況等があります。

<運用>

1 市民参加手続の実施予定については、原則として次に掲げる事項を公表します。

- (1)市民参加手続の実施を予定している行政活動の名称
- (2)市民参加手続の実施に当たって採用する市民参加手続の方法
- (3)市民参加手続の方法を実施する予定時期
- (4)市民参加手続の実施を予定している市の機関の担当部課

2 市民参加手続の実施状況については、原則として次に掲げる事項を公表します。

- (1)市民参加手続を実施した行政活動の名称
- (2)市民参加手続の実施に当たって採用した市民参加手続の方法
- (3)市民参加手続の方法を実施した時期

- (4)市民参加手続で提出された意見の数等
 - (5)市民参加手続を実施した市の機関の担当部課
- 3 市民提案手続の実施状況については、原則として次に掲げる事項を公表します。
- (1)市民提案の政策等の名称
 - (2)市民提案の政策等の内容
 - (3)市民提案者の人数
 - (4)市民提案の検討結果
- 4 本条の公表と併せて、第6条第3項に規定する市民参加手続の対象としないものとしたことの公表を行うものとします。
- 5 市民参加手続の実施予定及び実施状況、市民提案手続の提案状況等の公表については、施行規則第3条の規定による方法により行うものとします。

※市民参加条例施行規則から抜粋

(公表の方法)

第3条 条例の規定による公表は、四街道市公告式条例（昭和30年条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示により行うほか、市の広報紙への掲載その他周知を図るため適切と認める方法により行うものとする。

第17条（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

趣旨及び解釈

(1)本条例を施行するに当たって必要となる事項は、「四街道市市民参加条例施行規則」に委任します。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第3項の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、既に着手されている行政活動であって、時間的な制約その他正当な理由により改正後の四街道市市民参加条例（以下「新条例」という。）第2章の規定による市民参加手続を実施することが困難なものについては、なお従前の例による。

(四街道市行政手続条例の一部改正)

- 3 四街道市行政手続条例（平成9年条例第1号）の一部を次のように改正する。
第1条第1項中「第38条」を「第46条」に改める。

第2条に次の3号を加える。

- (9) 審査基準 申請により求められた許可等をするかどうかを許可等の根拠となる条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。
- (10) 処分基準 不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについて不利益処分の根拠となる条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。
- (11) 行政指導指針 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。

第5条第1項中「申請により求められた許可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）」を「審査基準」に改め、同条第2項中「当該許可等」を「許可等」に改め、同条第3項中「当該申請」を「申請」に改める。

第12条第1項中「不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（次項において「処分基準」という。）」を「処分基準」に改め、同条第2項中「当該不利益処分」を「不利益処分」に改める。

第34条中「これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項」を「行政指導指針」に改める。

(条例の見直し)

- 4 市の機関は、新条例が常に社会情勢及び市の市民参加の実態を的確に捉えた内容となるよう、この条例の施行後3年を超えない範囲内において新条例の見直しを行うものとする。

1 第1項関係

(1)本条例の施行期日について、公布の日からと定めたものです。ただし、第6条第1項第6号及び附則第3項の規定の施行期日については、平成23年4月1日からと定めたものです。

2 第2項関係

(1)経過措置として、本条例の施行期日において、既に着手されている行政活動であって、時間的な制約その他正当な理由により市民参加手続を実施することが困難な場合、第2章「市民参加手続」の第6条から第12条までの規定は、適用しないことができるとしたものです。例えば、既に事業計画等が決定されており、市民参加手続を行うことでその事業計画等に大きな修正が生じ、それによって能率的な市政運営に支障を来すものについては、第2章の規定を適用しないことができるとしています。

3 第3項関係

(1)第6条第1項第6号の追加により、本条例附則で、行政手続条例を改正する必要性が生じたため規定したものです。

4 第4項関係

(1)本条例が、その時々々の社会情勢や市の市民参加の実態を的確に捉えた内容となるよう、施行後3年を超えない範囲内において見直しを行うことを定めたものです。この期間内に、本条例の運用状況及び効果等を検証するとともに、市民参加のあり方について検討し、市民参加がより一層推進されるよう本条例の見直しを行うものとしています。

<運用>

1 第4項関係

(1)「施行後3年を超えない範囲内において見直しを行う」とは、少なくとも3年を超えない範囲内で、改正骨子の取りまとめができている等の場合をいいます。

なお、それ以降は改正の必要性について随時検討を行うこととします。

**四街道市市民参加条例の解釈及び運用
(七訂版)**

令和5年4月

編集・発行：総務部総務課